市営住宅入居要件確認

1-1. 実際に同居するまたは、同居しようとする親族（婚約者等も含む）がいますか？

- 婚約中の方は入籍後の入居になります
- 不自然な世帯分離による入居はできません
- 離婚協議中の場合は離婚後の申込になります

NO →

1-2. 単身入居希望の場合以下の項目に該当しますか？

● ６０歳以上の高齢者 ● 障害者手帳を所持している ● 生活保護者 ● 配偶者等からの暴力被害者	2-1へ
● 市内事業所に勤務する、または勤務予定の方 → サンコーポラス各団地のみ案内可能	4へ
● 60歳以上で要介護認定を受けていない方 → やまなみ団地八ヶ嶺棟の案内可能	

NO → 市営住宅の入居資格はありません

YES ↓

2-1. 北杜市内に１年以上居住（住民登録）していますか？

NO →

2-2. 市内または近隣市町村に6か月以上継続して雇用され、かつ１週間の勤務時間数が20時間を超えますか？ → 3-1へ

NO ↓

公営住宅の入居資格はありません
→ 市単独住宅の案内可能 → 3-1のⅲまたはⅳへ

YES ↓

3-1. 世帯総所得から控除後の月額金額について以下の範囲に該当する団地へ案内をします。※１

i	0円 ～ 158,000円	公営住宅（一般）
ii	158,000円 ～ 214,000円	公営住宅（裁量）
iii	214,001円 ～ 487,000円	さつき団地A･B棟、みさき団地、特定公共賃貸住宅
iv	所得要件無し	サンコーポラス各団地 やまなみ団地八ヶ嶺棟※２

※１ 高齢者住宅に入居する場合、全員が60歳以上の方に限ります。

※２ 申込者全員が、60歳以上で要介護認定を受けていない方に限ります。

3-2. 裁量とは以下の項目に該当する世帯のことをいいます

- 身体障害者手帳を所持し1 級から4 級までの方
- 精神障害者保健福祉手帳を所持し1 級または2 級の方
- 療育手帳を所持しA またはB- 1 の方、または、重度または中度の知的障害者であることを児童相談所の長か更生相談所の長から判定された方
- 戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第1 号表の2 の特別項症から第6 項症までまたは別表第1 号表の3 の第1 項症の方
- 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方
- 引揚者で引き揚げた日から起算して5 年を経過していない方
- ハンセン病療養所入所者等
- 申し込み締切日時点で、入居者が60歳以上の方（同居する親族がいる場合は、そのいずれもが60歳以上または18歳未満の方）
- 同居者に未就学児がいる世帯。（母子手帳を所持し、現在妊娠している方も含む）
- 災害により滅失した住宅に居住していた世帯（災害発生の日から３年を経過していないこと）

4. 現在、住宅にお困りですか？

住宅困窮理由の例として、以下の理由があります。

- 現在居住している部屋の家賃が高い。
- 家を売るため、新しく住むところを探している。
- 遠距離通勤（片道40km以上）のため
- 家族と同居していて住居が狭い。
- 現在居住している所から立退要求を受けている。
- 家を改修するために一時的に住むところを探している。

※居住可能な持ち家がある方（共同名義も含む）は入居できません。

NO → 市営住宅の入居資格はありません

YES ↓

5. 以下の要件を満たしていますか？

- 契約した住戸に入居するすべての者（以下入居者等）が暴力団員でないこと。
- 入居者等市町村民税等滞納がないこと。
- 契約日から14日以内に住民票の異動が可能であること。
- 使用許可後、すみやかに市営住宅に居住できる方。
- 入居後、団地自治会に加入し、活動に参加できる方。

NO → 市営住宅の入居資格はありません

YES ↓

6. 市で定めた連帯保証人をたてられますか？

- 国内に居住し、独立の生計を営んでいること。
- 市町村民税等に滞納がないこと。
- 現在、公営住宅に入居していないこと。
- 申込者と同程度以上（見込不可）の所得がある。または、固定資産税が課税されている、入居決定者の家賃その他の当該市営住宅に係る債務を保証する能力を有している方。

NO → 市営住宅の入居資格はありません

YES ↓

市営住宅の入居資格を満たしているので、申込ができます。